

第3 関係規程

1 渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱

(昭和37年12月3日第1回北海道防災会議議決)

(目的)

第1条 北海道防災会議の決定及び北海道地域防災計画の定めるところにより、関係機関による渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会（以下「協議会」という）を設け、管内防災の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 協議会の構成は、北海道防災会議構成機関の渡島総合振興局地域を管轄する地方部局並びに渡島総合振興局地域の市及び町村会とする。

(組織)

第3条 協議会には、会長1名、副会長1名、常任委員若干名、委員若干名をおく。

(1) 会長は、渡島総合振興局長の職にある者をもって充て、会務を総理する。

(2) 副会長は、北海道警察函館方面本部長の職にあるものをもって充て、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(3) 常任委員は、別に定めるところにより、常任委員会を構成する。

(4) 委員は、構成機関の長をもって充てる。

(常任委員会)

第4条 協議会に常任委員会を設け、会務の円滑なる運営を図る。

2 常任委員会は、会長、副会長、常任委員をもって構成する。

(情報連絡部)

第5条 会長は、大規模な災害が発生し、又は、そのおそれのある場合には情報連絡部を設置する。

2 情報連絡部は、会長が必要と認める機関の連絡員をもって組織する。

(任務)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 渡島総合振興局地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2) 渡島総合振興局地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡を図ること。

(3) その他地域防災に関すること。

(協議会の招集)

第7条 協議会は、会長が必要と認めた場合に招集する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、渡島総合振興局地域創生部地域政策課におき、庶務をつかさどる。

2 事務局には、事務局長1名、幹事1名、書記若干名をおく。

3 事務局長は、渡島総合振興局地域創生部地域政策課主幹（地域行政）の職にある者を充てる。

4 幹事は、渡島総合振興局地域創生部地域政策課主査（防災）及び主査（地域防災）の職にある者を充てる。

5 書記は、渡島総合振興局地域創生部地域政策課主査（防災）付きの職にある者を充てる。

(附則) 本要綱は、昭和48年11月20日より施行する。

(附則) 本要綱は、平成8年4月1日より施行する。

(附則) 本要綱は、平成18年3月16日より施行する。

(附則) 本要綱は、平成21年3月27日より施行する。

(附則) 本要綱は、平成25年4月1日より施行する。

2 渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会常任委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱に基づき、渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会常任委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員は、次の各機関の長をもってあてる。

- ・函館開発建設部
- ・函館地方気象台
- ・東日本電信電話（株）北海道事業部北海道南支店
- ・北海道旅客鉄道（株）函館支社
- ・渡島総合振興局（保健環境部、函館建設管理部）
- ・北海道電力（株）函館支店

(業務分担)

第3条 委員会の業務分担は、構成機関の災害対策業務による。

(処理事項)

第4条 委員会は次の事項を処理する。

- (1) 災害に関する情報の収集及び情報の交換に関すること。
- (2) 協議会の運営に関すること。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、会長が必要と認めた場合に招集する。

(附則) 本運営要領は、昭和48年11月20日より施行する。

(附則) 本運営要領は、平成8年4月1日より施行する。

(附則) 本運営要領は、平成15年3月20日より施行する。

(附則) 本運営要領は、平成18年3月16日より施行する。

(附則) 本運営要領は、平成25年4月1日より施行する。

3 渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会防火対策推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防火対象物に対する防火の徹底をはかり、火災の発生を防止し、人命の安全を確保するため、防火対策推進要綱（北海道防災会議 昭和41年6月27日制定、昭和44年4月25日改正）に定めるところにより防火に関係のある機関（以下「関係機関」という。）が相互に連携して、総合的な対策を講ずることを目的とする。

(体制)

第2条 前項の目的を達成するため渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会に防火対策部会（以下「部会」という。）を置き、部会長は、必要と認めた場合に部会を招集することができる。

2 部会長は、渡島総合振興局地域創生部長をあて、部員は次に掲げる機関の長が指名する者をもってあてる。

函館労働基準監督署、北海道運輸局函館運輸支局、北海道警察函館方面本部、北海道電力（株）函館支店、北海道消防協会渡島地方支部、函館市消防本部、渡島教育局、市立函館保健所、渡島総合振興局保健環境部保健行政室

(任務)

第3条 部会の任務は次のとおりとする。

- 1 共同査察計画の樹立及び実施
- 2 関係機関の連絡及び調整
- 3 防火対策の推進

第4条 防火対策の実施推進

1 共同査察

共同査察は、北海道防災会議防火対策関係幹事会の定めた方針に基づき実施するほか、必要により関係機関と協議して、随時実施するものとする。

2 情報の交換及び連絡調整

(1) 情報の交換

関係機関は、防災上必要があると認められる事項について、次により相互に情報の交換及び通報を行う。

ア 関係機関が察知した情報で通報を要すると認められる事項。

イ 関係機関の権限に基づき実施する事項で他の機関と関係のある事項。

(2) 調整

関係機関の連絡調整は渡島総合振興局が行う。

(3) 防火対策の検討

共同査察の実施結果に基づき防火対策の推進について検討し、それぞれの機関の権限に基づき、改善指導を行うとともに、北海道防災会議防火対策関係幹事会に報告するものとする。

(運営)

第5条 防火対策部会の事務局は、渡島総合振興局地域創生部地域政策課内に置く。

4 渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会防火対策部会運営規程

(趣 旨)

第1条 渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会防火対策部会（以下「部会」という）の運営については、別に定めるもののほかこの規定の定めるところによる。

(部会の招集)

第2条 部会は部会長が招集する。

2 部会の構成員（以下「委員」という）は、必要があると認めるときは部会長に対して部会の招集をもとめることができる。

(部会長及び部会の議長)

第3条 部会長は、総合振興局の地域創生部長をもって充て、部会の議長となる。

(議 事)

第4条 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

(庶 務)

第5条 部会の庶務は、総合振興局の地域創生部地域政策課において行う。

(附 則) この規定は、昭和44年8月1日から施行する。

(附 則) この規定は、平成8年4月1日から施行する。

(附 則) この規定は、平成15年3月20日から施行する。

(附 則) この規定は、平成18年3月16日から施行する。

(附 則) この規定は、平成21年10月29日から施行する。

(附 則) この規定は、平成25年4月9日から施行する。

(附 則) この規定は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則) この規定は、平成31年4月23日から施行する。

部会構成員（委員）名簿

機 関 名	職 名
函館労働基準監督署	安全衛生課長
北海道運輸局函館運輸支局	企画調整官
北海道警察函館方面本部	地域備課課長
渡島教育局	企画総務課長
北海道電力(株)送配電カンパニー 函館支店	配電部配電グループリーダー
北海道消防協会渡島地方支部	事務局長
函館市消防本部	指導課長
市立函館保健所	管理課長
渡島総合振興局	地域創生部長 保健環境部保健行政室企画総務課長

5 総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱

(昭和37年12月3日第1回北海道防災会議議決)

(目的)

第1条 北海道防災会議の決定及び北海道地域防災計画の定めるところにより、関係機関による総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設け、管内防災の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(連絡協議会の設置)

第2条 連絡協議会は、総合振興局又は振興局の地域ごとに設けるものとする。

(連絡協議会の構成)

第3条 連絡協議会の構成は、北海道防災会議構成機関の当該地域を管轄する地方部局、当該地域の市及び町村会並びに連絡協議会が必要と認める機関とする。

(連絡協議会の任務)

第4条 連絡協議会は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 当該地域の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 当該地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互の連絡推進を図ること。
- (3) その他地域防災に関する事項。

(連絡協議会の組織)

第5条 連絡協議会の会長は、当該地域の総合振興局又は振興局をもって充て、委員は、連絡協議会構成機関の長又はその指名する職員をもって組織するものとする。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(連絡協議会の庶務)

第6条 連絡協議会の庶務は、当該総合振興局又は振興局において処理するものとする。

(附則) この規程は、平成19年6月12日から施行する。

(附則) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

6 総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会運営規程

(昭和38年5月23日第2回北海道防災会議議決)

(趣旨)

第1条 総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の運営に関し、総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱に定めがあるもののほかこの規程の定めるところによる。

(招集)

第2条 連絡協議会は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して、連絡協議会の招集を求めることができるものとする。

(代理者の届出)

第3条 委員は、やむを得ない事情により連絡協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておくものとする。

(委員等の異動報告)

第4条 委員が異動等により変更があった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第5条 この規程の定めるもののほか、連絡協議会の活動等に関し必要な事項は、会長が連絡協議会にはかって定める。

(附則) この規程は、平成22年4月1日から施行する。

7 北海道防災会議条例

(昭和37年11月1日北海道条例第53号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第8項の規定に基づき、北海道防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指定される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ2人、6人、42人及び4人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第3条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第4条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。

(会長への委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和39年7月15日条例第55号)(北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和53年7月31日条例第33号)(北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成5年7月9日条例第22号)(北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成21年3月31日条例第17号)(北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成24年12月28日条例第115号)(北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則)

8 北海道防災会議運営規程

(昭和37年12月3日第1回北海道防災会議議決)

(趣旨)

第1条 北海道防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。)、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第286号)及び北海道防災会議条例(昭和37年北海道条例第53号)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長(以下「会長」という。)に事故あるときは、防災会議委員(以下「委員」という。)である北海道副知事はその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(議事)

第5条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

(会長の専決処分)

第6条 防災会議の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては、会長において、これを処分することができる。

(1) 法第16条第4項及び第42条第4項の規定に基づき、市町村が市町村防災会議を設置しないこと並びに市町村地域防災計画を作成又は修正することについて北海道知事から意見を求められたとき、これに回答すること。

(2) 北海道地域防災計画に係る軽微な修正に関すること。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(常任幹事)

第7条 幹事のうち若干人を常任幹事とする。

2 常任幹事は、会長が指名し、常任幹事会を構成する。

(委員の異動報告)

第8条 法第15条第5項第1号、第2号の委員が、異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、常任幹事会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

9 北海道災害対策本部条例

(昭和37年11月1日北海道条例第54号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(班)

第3条 本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 班にそれぞれ班長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 班長は、班の事務を整理する。

(地方本部等の設置)

第4条 本部を設置する場合は、知事は、関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置くことができる。

2 地方本部に地方本部長を置き、当該総合振興局長又は振興局長及び東京事務所長をもって充てる。

3 地方本部に副地方本部長を置き、当該総合振興局又は振興局及び東京事務所の職員のうちから地方本部長が指名する者をもって充てる。

4 地方本部長は、本部長の定めるところにより、災害対策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

5 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、地方本部について準用する。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、本部長の定めるところにより、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定は、現地災害対策本部について準用する。

(本部長への委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年10月14日条例第38号）

〔北海道災害対策本部条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第78号抄）

〔北海道総合振興局設置条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成21年10月規則第87号で、同22年4月1日から施行)

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成21年3月31日条例第52号）

〔北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第115号）

〔北海道防災会議条例及び北海道災害対策本部条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

10 北海道災害対策本部運営規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道災害対策本部条例（昭和37年北海道条例第54号。以下「本部条例」という。）第6条の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害対策本部

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、北海道警察本部長、北海道教育長、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに北海道部設置条例（昭和27年北海道条例第91号）に定める部の長（以下「各部の部長」という。）、会計管理者及び危機管理監をもって充てる。

(本部の任務等)

第4条 本部は、北海道地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより、次に掲げる業務を行う。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- (3) 災害予防及び災害応急対策に関し、北海道並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

2 災害対策副本部長（以下「本部長」という。）は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求める。

また、複合災害が発生した場合において、本部及び現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）が複数設置された場合は、当該本部又は現地本部が適正且つ効率的に運営されるよう、重複する要員の所在の調整、合同会議の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(対 策 班)

第5条 本部には対策班を置く。ただし、災害の状況により一部の対策班を設置しないことができる。

- (1) 危機管理班
 - (2) 総 務 班
 - (3) 総合政策班
 - (4) 環境生活班
 - (5) 保健福祉班
 - (6) 経 済 班
 - (7) 農 政 班
 - (8) 水産林務班
 - (9) 建 設 班
 - (10) 出 納 班
 - (11) 企 業 班
 - (12) 道立病院班
- 2 班長は、公営企業管理者、各部の部長、会計管理者及び危機管理監をもって充てる。
- 3 班に属すべき職員は、班長の属する部課の職員をもって充てる。
- 4 班の所掌事務は、別に定める。

(本部員会議)

第6条 本部に本部長、副本部長及び本部員をもって構成する会議（以下「本部員会議」という。）を置く。

2 本部員会議は、災害予防又は災害応急対策その他の災害対策に関し重要事項を協議し、その推進に当たる。

(指揮室)

第7条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため

特別の必要があると認めるときは、災害対策本部長は、本部に、初動対応の指揮命令を担う災害対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）を置く。

- 2 指揮室長は、副本部長をもって充てる。
- 3 指揮室長は、指揮室を総括し、指揮室に属する職員を指揮監督する。
- 4 指揮室には、次の班を置く。
 - (1) 統括班
 - (2) 総務・庶務班
 - (3) 情報・広報班
 - (4) 道路交通・河川班
 - (5) 救出・救助班
 - (6) ヘリコプター等運用調整班
 - (7) 応急医療班
 - (8) 特命班
 - (9) 応援援・輸送調達班
- 5 班の職員及び所掌事務は、別に定める。

(本部の庶務)

第8条 本部の庶務は、総務部危機対策局において処理する。

第3章 災害対策地方本部

(地方本部の任務)

第9条 災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）のうち関係総合振興局及び振興局に置くもの（以下、「振興局地方本部」という。）は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部の指示及び地域防災計画の定めるところにより、管内の災害の予防及び災害応急対策の実施を推進すること。
 - (2) 災害に関する情報を収集し、本部に報告すること。
 - (3) 災害救助法の救助の実施を指導すること。
 - (4) 自衛隊の災害派遣について要請を調整すること。
- 2 地方本部のうち東京事務所に置くもの（以下「東京事務所地方本部」という。）は次の各号に掲げる事務を処理する。
- (1) 道内の災害情報を中央機関に連絡し、周知を図ること。
 - (2) 道内の災害に対する中央機関の災害対策活動に関する情報を収集し、本部に報告すること。

(対策班)

第10条 振興局地方本部には、次の対策班を置くことができる。

- (1) 総務班
 - (2) 保健環境班
 - (3) 産業経済班
 - (4) 土木技術班
 - (5) 協力班
- 2 班の所掌事務は、別に定める。

(地方本部員等)

第11条 振興局地方本部の本部員（以下「地方本部員」という。）は、各副局長、各部長等及びその他地方部局の長をもって充てる。

- 2 その他の職員は、地方本部員の属する機関の職員をもって充てる。

(地方本部員会議)

第12条 地方本部員会議は、地方本部の職務遂行上の重要事項を協議し、その推進に当たるものとする。

(地方本部指揮室)

第13条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、振興局地方本部に初動対応の指揮命令を担う地方本部指揮室を置くものとする。

- 2 地方本部指揮室長は、本部条例第4条第3項の副地方本部長をもって充てる。
- 3 地方本部指揮室長は、地方本部指揮室を総括し、地方本部指揮室に属する職員を指揮監督する。
- 4 地方本部指揮室には、第7条第4項の指揮室に準じた班を置く。なお、班の職員及び所掌事務は、別に当該地方本部の地方本部長が定める。

(地方本部の庶務)

第14条 振興局地方本部の庶務は、当該総合振興局及び振興局地域創生部地域政策課において処理するものとする。

(東京事務所地方本部の対策班等)

第15条 第9条第2項の規定に定めるもののほか、東京事務所地方本部の組織に関し、必要な事項は、別に東京事務所地方本部長が定める。

第4章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部の任務)

第16条 現地本部は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部の指示及び地域防災計画の定めるところにより災害応急対策の実施を推進すること。
- (2) 被災地の各種情報の収集及び分析に関すること。
- (3) その他災害応急対策に関すること。

(対策班)

第17条 現地本部には、次に掲げる対策班を置く。ただし、災害の状況により、一部の対策班を設置しないことができる。

- (1) 総務班
- (2) 広報班
- (3) 保健医療班
- (4) 生活福祉班
- (5) 産業班
- (6) 建設土木班

2 班の所掌事務は、別に定める。

(現地災害対策本部員会議)

第18条 現地災害対策本部員会議は、現地本部の職務遂行上の重要事項を協議し、その推進に当たるものとする。

(現地本部の庶務)

第19条 現地本部の庶務は、総務部危機対策局において処理するものとする。

第5章 雑 則

第20条 この規程に定めるもののほか、本部、地方本部及び現地本部の活動に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 (昭和38年1月12日本部長決定)

この規程は、昭和38年1月12日から施行する。

附 則 (昭和54年10月9日一部改正)

この規程は、昭和54年10月9日から施行する。

附 則 (昭和63年4月15日一部改正)

この規程は、昭和63年4月15日から施行する。

附 則 (平成7年8月15日一部改正)

この規程は、平成7年8月15日から施行する。

附 則 (平成8年10月28日一部改正)

この規程は、平成8年10月28日から施行する。

附 則 (平成9年9月30日一部改正)

この規程は、平成9年9月30日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日一部改正)

この規程は、平成14年3月29日から施行する。

附 則 (平成15年1月21日一部改正)

この規程は、平成15年1月21日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日一部改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月29日一部改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月27日一部改正)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日一部改正)

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則（平成22年6月4日一部改正）

この規程は、平成22年6月4日から施行する。

附 則（平成24年10月23日一部改正）

この規程は、平成24年10月23日から施行する。

附 則（平成25年4月1日一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月2日一部改正）

この規程は、平成25年7月2日から施行する。

附 則（平成28年7月1日一部改正）

この附則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日一部改正）

この附則は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（令和元年11月29日一部改正）

この附則は、令和元年11月29日から施行する。

1 1 北海道災害対策本部運営要領

北海道災害対策本部（以下「本部」という。）の災害応急諸対策活動は、北海道地域防災計画（以下「防災計画」という。）及び北海道災害対策本部運営規程（以下「規程」という。）に定めのあるもののほか、この要領の定めるところである。

1 本部員会議の運営

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の開催

ア 本部員会議は、本部長が招集するものとする。

イ 本部員は、所掌事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。

ウ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

エ 本部員は、会議の開催が必要であると認めるときは、危機管理班長に、その旨を申し出るものとする。

(2) 本部員会議の協議事項

ア 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

イ 市町村長に対する対策指示に関すること。

ウ 政府、公共機関及び他府県に対する応援の要請に関すること。

エ その他災害対策に関する重要な事項

(3) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各班長が職員に周知することが必要であると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

2 災害対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）の運営

(1) 指揮室の設置は、危機管理班から通知するものとする。

(2) 指揮室の体制及び各班の所掌事務は、別表1のとおりとし、原則として本庁舎地下1階危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）に設置するものとする。なお、体制等については、必要に応じて増加するものとする。また、地方公共団体及び防災関係機関の職員並びにその他関係者は、指揮室が設置された危機管理センターに参集することができる。

(3) 指揮室が設置された場合の本部連絡員は、必要により指揮室要員を兼ねるものとする。

(4) 指揮室が設置された場合の対策班に属する職員は、必要により指揮室の要員を兼ねるものとする。

3 本部連絡員

本部の対策活動を円滑に推進するため、本部連絡員を置くものとする。

(1) 本部連絡員は、各班主管課の主幹、北海道警察本部警備部警備課及び北海道教育庁総務政策局総務課の職員のうちから、各班長の指名する者をもって充てる。

(2) 本部連絡員は、原則として本部に常駐し、災害応急対策について積極的に相互協力を行い、被害状況及び災害応急対策に関する全般の情報及び資料の収集・整備に努めるものとする。

(3) 本部連絡員において措置する事が困難な事項については、速やかに関係課長等に連絡し、その円滑なる処理を図るものとする。

4 本部、地方本部及び現地本部の所掌事務

- (1) 本部各班の所掌事務は、別表2のとおりとする。
- (2) 災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）各班の所掌事務は、別表3のとおりとする。
- (3) 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）各班の所掌事務は、別表4のとおりとする。
- (4) 本部の各班長及び地方本部長は、所掌事務を処理するため、あらかじめ担当の班員を定め体制を整えておくものとする。

5 非常配備体制

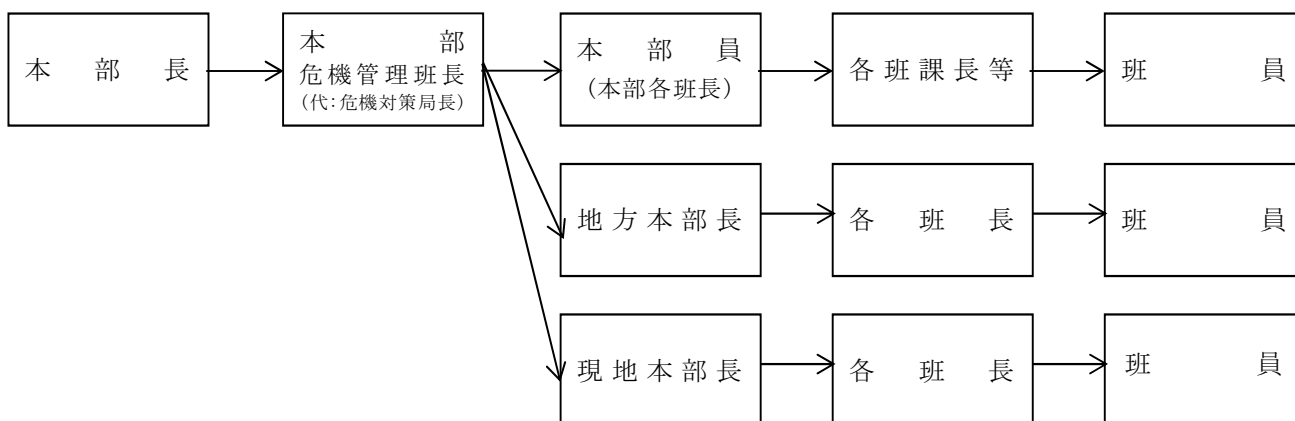
(1) 配備要員

- ア 本部各班の配備要員は、各班長が別に定めておくものとする。
- イ 地方本部の各班の配備要員は、地方本部長が地方本部の構成機関の実情に即した方法により、定めておくものとする。
- ウ 現地本部の配備要員は、現地本部の職員とする。

(2) 配備要員の招集

本部、地方本部及び現地本部の配備要員の招集は、次の方法によって行うものとする。

- ア 本部、地方本部及び現地本部の配備要員の招集は、本部長の指示に基づき、危機管理班長が次の順序で行うものとする。



- イ 本部危機管理班長は、本部員、本部各班長、地方本部長及び現地本部長に対し、本部、地方本部及び現地本部の設置を通知するものとする。
- ウ 前項の通知を受けた本部各班長、地方本部長及び現地本部長は、配備要員に対し、当該通知の内容を周知するものとする。
- エ 本部各班長、地方本部長及び現地本部長から周知を受けた配備要員は、直ちに業務につくものとする。
- オ 各班においては、あらかじめ班内の連絡系統を定めておくものとする。

6 本部非常配備体制の活動

(1) 非常配備下における活動の要点

- ア 危機管理班長は、気象情報、対策通報等を各班及び地方本部に伝達するとともに関係機関、地方本部及び現地本部から被災地の情報を収集するものとする。
- イ 関係課長等は、関係先から情報を収集するとともに、危機管理班長からの情報又は連絡に即応して、情勢に対応する措置を講ずるものとする。
- ウ 非常配備につく要員は、各自の所属する課に待機するものとする。
- エ 非常配備につく要員の人員は、状況により各班長において増減するものとする。

- オ 本部の機能を円滑ならしめるため必要に応じて本部連絡員会議を開催するものとする。
- カ 危機管理班長は、各班長及び北海道防災会議構成機関と相互に連絡を密にして客観情勢を判断し、本部長に報告するものとする。
- キ 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - (ア) 事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常配備につかせるものとする。
 - (イ) 装備、物資、資機材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被災地又は被災予想地へ配備するものとする。
 - (ウ) 関係班及び被害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整えるものとする。

7 災害情報の収集と対策指示

- (1) 本部各班長は、それぞれの所管事項に関する災害情報及び被害状況を出先機関及び関係機関を通じて収集するとともに、出先機関に対し、被災地の市町村及び災害の発生のおそれのある地域の市町村に対する災害応急対策の指導を指示するものとする。
- (2) 地方本部長は、管内市町村、関係出先機関又は関係機関から災害に関する情報及び報告を受けたときは、速やかに応急対策を講ずるとともに、本部長に報告し、必要により所要の指示を受けるものとする。
- (3) 現地本部長は、災害に関する被災地の情報を収集するとともに、本部長に報告し、必要により所要の指示を受けるものとする。

8 被害状況の報告

- (1) 地方本部長は、管内市町村の被害状況及び災害応急対策の実施状況を収集し、本部長に報告するものとする。

なお、報告に当たっては、総合振興局及び振興局地域災害対策連絡協議会の情報を参考とし、不都合のないよう調整するとともに、他の法令に基づく報告の内容と相違のないよう調整を行うものとする。
- (2) 本部長は、地方本部長から被害状況の報告を受けた場合には、各班長に通知するものとする。
- (3) 関係班長は、法令等に基づきそれぞれの所管事項に関する被害状況の報告を受けた場合は危機管理班長に報告するものとする。

なお、重要事項については、各班長がその都度、本部長及び危機管理班長に説明するものとする。
- (4) 本部長は、被害状況を取りまとめの上、本部員会議及び北海道防災会議構成機関に連絡するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。
- (5) 危機管理班長は、被害状況及び災害応急対策の実施状況等を報道機関に発表するものとする。

9 標識等

- (1) 本部、地方本部及び現地本部を設置したときは、標示板を掲示するものとする。
- (2) 災害時において、災害応急対策に従事する本部、地方本部及び現地本部の職員は、規則等において別段の定めがあるもののほか、別図の規格による腕章を帯用するものとする。

10 その他

本部、地方本部及び現地本部が設置されない場合の災害応急諸対策活動については、この要領に準じて行うものとする。

別表1 北海道災害対策本部指揮室編成表（省略）

別表2 本部所掌事務分担表（省略）

別表3 地方本部事務分担表

班 別（所属別）	対 策 業 務
<p>総 務 班 （総合振興局又は振興局 地域創生部、総務課、税務課、 課税課・納税課（道税事務所除く））</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の受理伝達及び対策通報に関すること。 2 水防警報及び洪水予報の受理及び伝達に関すること。 3 被害状況等収集及び報告に関すること。 4 地方（連絡）本部の設置・運営に関すること。 5 市町村長の実施する応急措置の調整等に関すること。 6 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等に関すること。 7 防災通信の運用に関すること。 8 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 9 総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 10 災害の記録等に関すること。 11 地方（連絡）本部の庶務に関すること。 12 災害時における相互応援協定に関すること。 13 防災ボランティアの総合調整に関すること。
<p>保 健 環 境 班 （総合振興局又は振興局保健環境部）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急医療の実施に関すること。 2 被災地の給水計画及び水道施設復旧の指導に関すること。 3 被災地の防疫の実施指導に関すること 4 被災地の感染症の予防に関すること。 5 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること。 6 り災者の保健衛生指導に関すること。 7 被災地の医薬品及び衛生材料等の需給に関すること。 8 救助実施の指導に関すること。 9 災害救助法等に基づく従事命令等の行使に関すること。 10 社会福祉協議会を通じた福祉救援ボランティア活動への支援に関すること。 11 被災地の廃棄物処理の調整・支援に関すること。 12 災害時要援護者対策に関すること。 13 被災に伴う環境の監視及び公害対策の指導に関すること。 14 飼養動物の収容調整に関すること。
<p>産 業 経 済 班 （総合振興局又は振興局産業振興部）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の災害救助用米穀の引渡しに関すること。 2 災害時の生活必需品、燃料、その他物資の供給に関すること。 3 災害応急対策資材等の需給に関すること。 4 被災地の家畜管理指導等及び飼料の需給に関すること。 5 被災地の病害虫の防除に関すること。 6 被災地の農作物種苗等生産資材の需給に関すること。 7 被災各種産業の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。

班 別 (所属別)	対 策 業 務
土 木 技 術 班 (総合振興局又は振興局 建設管理部)	1 水防の技術指導に関すること。 2 災害時の関係河川の水位、雨量及びダム放流の情報収集及び報告に関すること。 3 災害時のダム操作の適正な実施に関すること。 4 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。 5 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
協 力 班 (その他の地方部局)	1 災害予防及び災害応急対策実施のための応援等に関すること。

上記各班の対策業務のほか、本部各班の関連対策業務を処理するものとする。

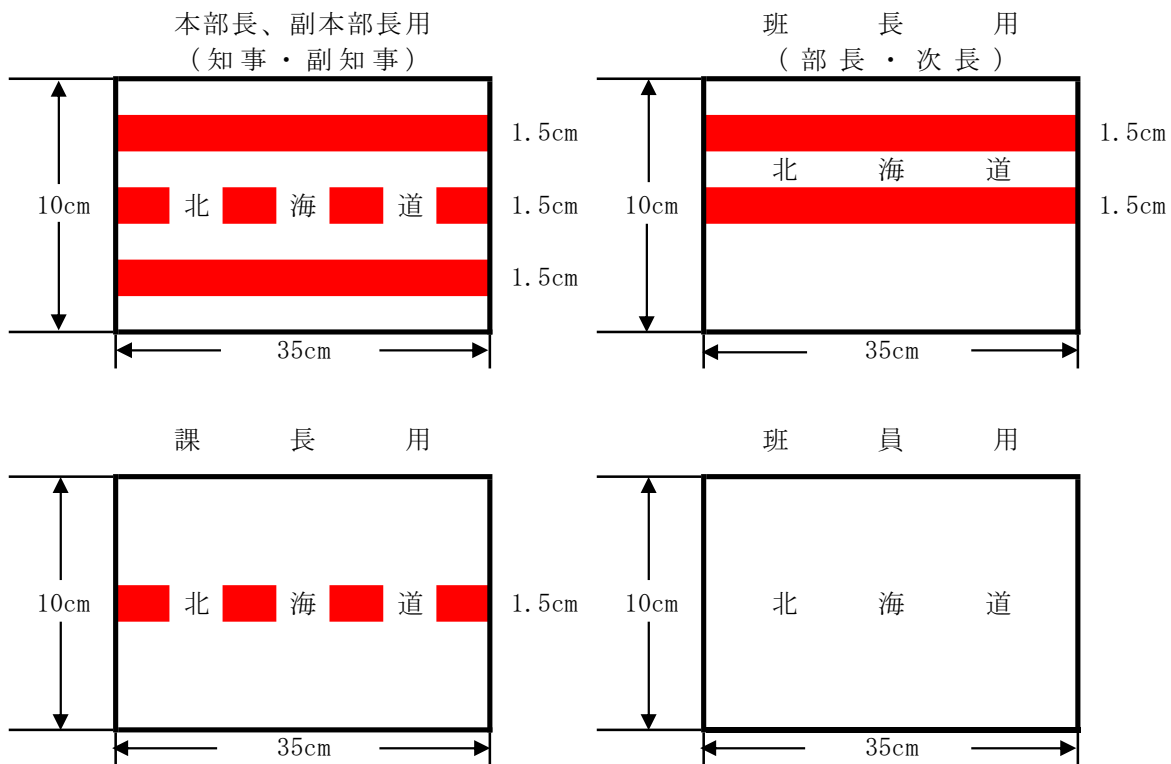
別表 4

現地本部所掌事務分担表

班 別	対 策 業 務
総 務 班	1 被害状況や被災地の対応状況の把握及びこれらに関する情報の災害対策本部等への伝達に関すること。 2 被災者の救助・救出に係る市町村や防災関係機関との調整に関すること。 3 被災地からの要望の把握、要望事項の災害対策本部への報告に関すること。 4 現地本部員会議、関係災害対策本部調整会議等の実施に関すること。 5 防災無線、ネットワーク等通信の確保に関すること。 6 調査団等の現地調査等に係る連絡調整に関すること。 7 その他現地災害対策本部の役割を果たすために必要な事務に関すること。
広 報 班	1 被災者の救助・救出に係る広報や住民等への情報提供に関すること。 2 報道対応及び広報に関する関係機関との調整に関すること。
保 健 医 療 班	1 傷病者搬送（トリアージ）の調整に関すること。 2 医療救護班活動の支援及び地元病院等関係機関との調整に関すること。 3 防疫対策の指導に関すること。
生 活 福 祉 班	1 救援物資、災害救助法に係る調整に関すること。 2 避難所、仮設住宅、飼養動物等の調整、支援に関すること。 3 社会福祉協議会、ボランティア等の調整、支援に関すること。
産 業 班	1 農林水産業、商工業に関する被害状況等の把握に関すること。 2 農林水産業、商工業に係る応急対策の調整、指導、実施に関すること。
建 設 土 木 班	1 所管の公共土木施設等に関する被害状況等の把握に関すること。 2 所管の公共土木施設等に係る応急対策の調整、実施に関すること。 3 被災地の交通情報の把握及び所管交通路の確保に関すること。

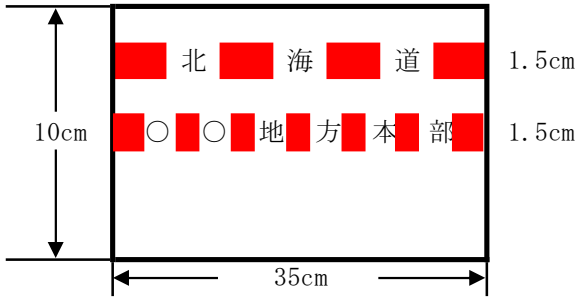
別 図

1 腕 章
(本 部)

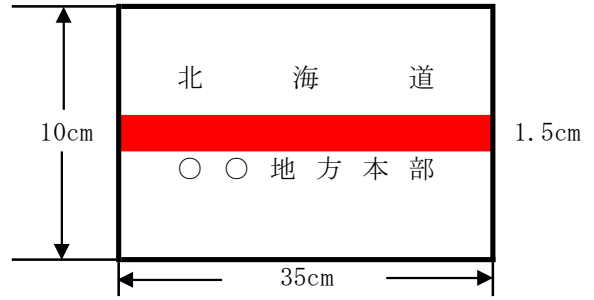


(地方本部)

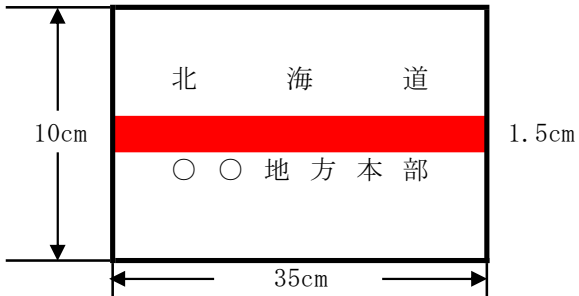
地方本部長、副地方本部長用
(総合振興局長・振興局長、副局長)



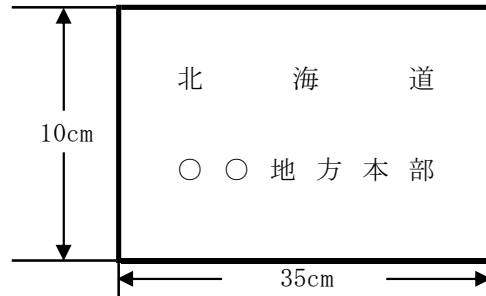
班長用
(総合振興局・振興局部長)



課長用



班員用



(注) 腕章の地は白、線は赤とする。

1 2 災害対策現地合同本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要領は、災害対策現地合同本部（以下「現地合同本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置するものとする。

2 現地合同本部が設置された場合は、知事は、防災関係機関の長に対し、本部員の派遣を要請するものとする。

3 派遣要請を受けた防災機関の長は、当該機関の役員及び職員のうちから本部員を指名し、現地合同本部に常駐させるものとする。

4 災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部（以下、地方現地合同本部という。）を設置することができるものとする。

5 現地合同本部及び地方現地合同本部（以下、現地本部等という。）には、必要に応じて班を置くことができるものとする。

(任務)

第3条 現地合同本部等は、次に掲げる事項を相互に協議し、処理するものとする。

(1) 災害に関する情報収集に関すること。

(2) 災害対策の連絡、調整及び実施に関すること。

(3) 被災者の救助・救出方法に係る検討、調整及び実施に関すること。

(4) 被災者の応急措置及び被災者家族等のケアの調整に関すること。

(5) 災害に関する広報及び関係者に対する状況説明の調整に関すること。

(6) その他必要な事項について調整を図ること。

(現地合同本部の組織)

第4条 現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

2 現地合同本部の本部長は、北海道の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。

3 副本部長及び班長は、本部長が北海道防災会議構成機関と速やかに調整の上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。

4 本部員は、知事が北海道の職員のうちから指名したもの及び防災関係機関の長が当該機関の役員並びに職員のうちから指名したものをもって充てる。

(地方現地合同本部の組織)

第5条 地方現地合同本部は、本部長、副本部長、班長及び本部員をもって組織する。

2 地方現地合同本部の本部長は、災害発生地域を所管する総合振興局又は振興局の職員のうちから、知事が指名する職員をもって充てる。

3 副本部長及び班長は、本部長が総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会構成機関と速やかに調整の上、本部員のうちから指名するものをもって充てる。

4 本部員は、当該地域の総合振興局長又は振興局長（地方部局長）が指名した職員及び防災関係機関の長が指名した当該地域を所管する出先機関等の役員及び職員をもって充てる。

(情報伝達系統等)

第6条 現地合同本部等の設置に関する情報伝達系統及び現地合同本部等の業務分担は、別紙のとおりとする。

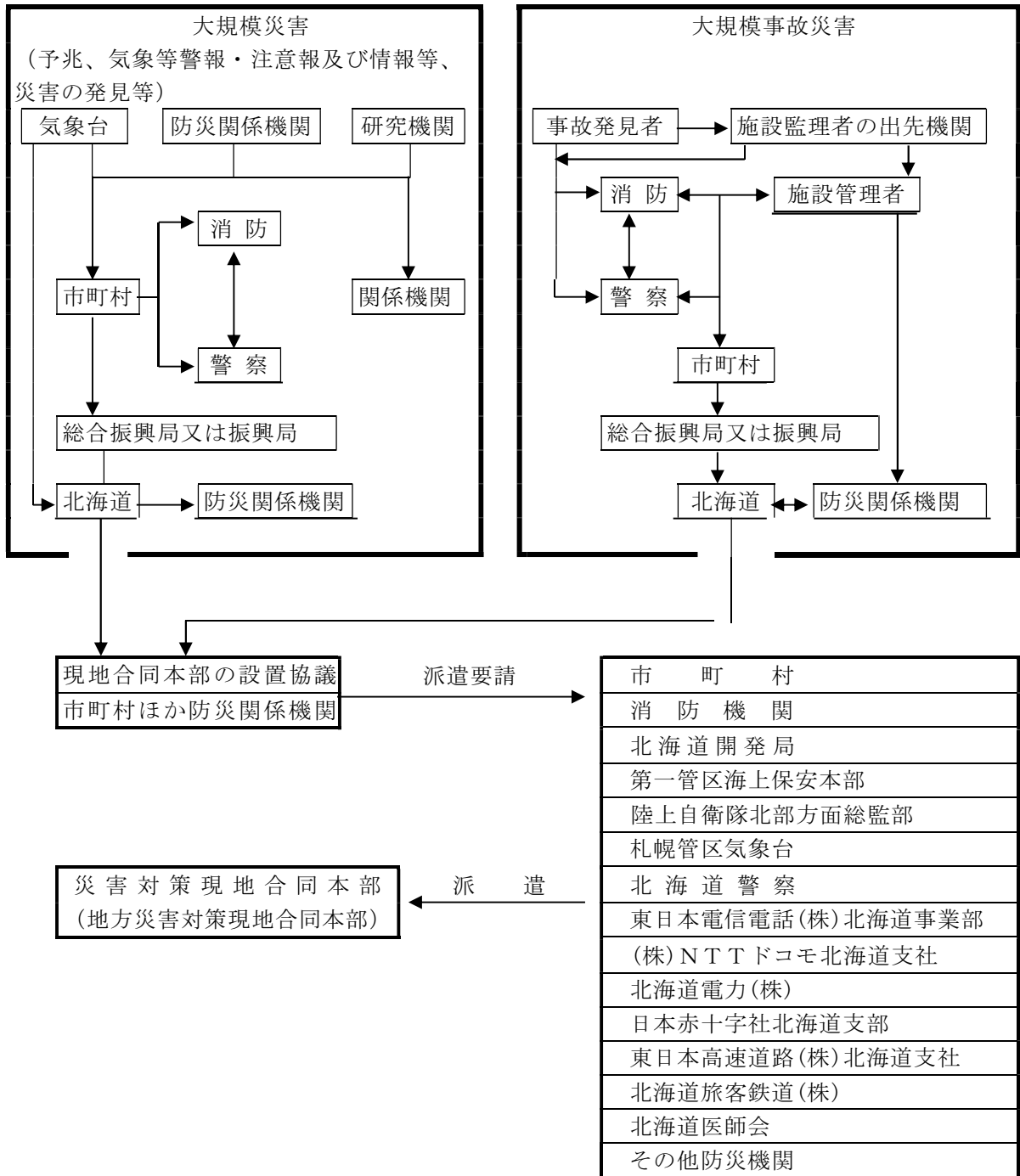
(非常災害現地対策本部との連携)

第7条 国の非常災害現地対策本部が設置された際は、これと連携し、一体的に活動するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、現地合同本部の運営等に関し必要な事項は別に定める。

1 現地合同本部等設置に関する情報伝達系統



2 現地合同本部等の業務分担（基準）

班	担 当	内 容	主 な 担 当 機 関
総 務 班	総 務 担 当	現 地 合 同 対 策 本 部 の 庶 務	北海道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調 整 担 当	関係機関の調整（応援・協力の要請）	北 海 道 、 市 町 村 、 気 象 台
住民対応班		被 災 家 族 へ の 対 応 等	北 海 道 、 市 町 村 、 施 設 管 理 者
広 報 班		報 道 対 応 、 住 民 へ の 情 報 提 供	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医 療 班	応急措置対応	被災者のトリアージ・応急処置等	北 海 道 、 消 防 、 医 師 会 、 日 赤
	健康管理対応	被災者家族等の健康管理・対応等	北 海 道 、 市 町 村 、 医 師 会 、 日 赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警 察 、 消 防 、 施 設 管 理 者 、 市 町 村 （自衛隊、海保～派遣があった場合）
警 備 班		被災現場の交通規制、立入制限等	警 察 、 施 設 管 理 者 、 市 町 村
応急対策班		災 害 応 急 措 置 等	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者 （自衛隊～災害派遣があった場合）

※ 施設管理者は、事故災害の場合のみ

1 3 北海道事務決裁規程（抜粋）

別表第4（第8条関係）

総合振興局長等

本庁総務部の分掌事項

3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に関する事務

- (1) 第60条第4項の規定に基づき、市町村長からの報告を受理すること。
- (2) 第60条第6項の規定に基づき、市町村長が実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施すること。
- (3) 第61条の2後段の規定に基づき、市町村長に対し必要な助言をすること。
- (4) 第68条の規定に基づき、市町村長等からの要求又は要請に応じて、応援又は災害応急対策を実施すること。
- (5) 第70条第1項及び第3項の規定に基づき、法令又は地域防災計画の定めるところにより、応急措置を実施し、及び指定行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めること。
- (6) 第71条第1項の規定に基づき、従事命令等を発し、施設、物資等を管理し、使用し、若しくは収用し、又は立入検査させ、若しくは報告を求めること。
- (7) 第72条第1項の規定に基づき、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示すること。
- (8) 第72条第2項の規定に基づき、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めること。
- (9) 第73条第1項の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施すること。
- (10) 第81条第1項の規定に基づき、公用令書を交付すること。
- (11) 第86条の14第1項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請すること。
- (12) 第86条の14第2項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示すること。
- (13) 第86条の18第1項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を要請すること。
- (14) 第86条の18第2項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示すること。
- (15) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「施行令」という。）第33条第1項の規定に基づき、災害応急対策を実施する車両についての確認を行うこと。
- (16) 施行令第33条第2項の規定に基づき、標章及び証明書を交付すること。

4 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関する事務

- (1) 第7条第1項の規定に基づき、医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させること。
- (2) 第8条の規定に基づき、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させること。
- (3) 第9条第1項の規定に基づき、施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。

5 自衛隊法（昭和29年法律第165号）の施行に関する事務

- (1) 第83条第1項の規定に基づき、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請すること。

6 水防法（昭和14年法律第193号）の施行に関する事務

- (1) 第30条の規定に基づき、水防上の緊急措置を指示すること。
- (2) 第48条の規定に基づき、水防管理団体に対し、勧告し、又は助言すること。
- (3) 第49条第1項の規定に基づき、資料の提出を命じ、又は必要な土地に立ち入らせること。

1 4 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機等 航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。
- (2) 消防防災業務 航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動、その他の防災活動に関する業務をいう。
- (3) 航空隊員 航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。
- (4) 自隊訓練 総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
- (6) 委託会社 道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、航空隊員の中から危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指名する。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

(搭乗者の指定)

第8条 防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第11条 航空機に搭乗中の隊員の指揮監督する者を「運航指揮者」という。

2 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

(運航計画)

第12条 運航管理責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航範囲)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練
- (8) その他の総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」と総称する。）は、第12条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航に伴う報告)

第16条 運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第3号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第17条 運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめるものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第18条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

(航空機の使用申請)

第19条 航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(航空機の使用承認)

第20条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第21条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第22条 運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第23条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第24条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第7章 事故対策等

(搜索及び救難態勢の確立)

第25条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第26条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、または同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑 則

(記録及び保存)

第28条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

(その他)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（平成 年度）

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

月	消 防 防 災 業 務 及 び 訓 練				そ の 他 （ 一 般 行 政 使 用 等 ）				整備計画	備 考
	内 容	予定時期	予定日数	飛行予定時間	内 容	予定時刻	予定日数	飛行予定時間		

様式 2 号（第 1 2 条関係）

北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（ 月）

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

日	曜	飛行時間	飛行区分	内 容	使用着陸場	申請手続きの有無及び種別	整備計画	備 考

報 告 書

運航管理責任者（防災航空室長） 様

報 告 者 （運航指揮者） 印

飛行年月日	平成 年 月 日（曜日）			天候	
業務内容					
飛行経路					
操縦士名					
整備士名					
搭乗隊員 （運航指揮者 に○印）					
飛行時間	出発時間	時 分	実飛行時間	時間	分
	到着時間	時 分	使用燃料	リットル	
搭乗者及び 搭載物資	搭 乗 者		搭 乗 者		
	氏 名	飛行時間	氏 名	飛行時間	
参考事項					

運航管理責任者（防災航空室長）様

運航指揮者 印

緊 急 運 航 報 告

災 害 種 別		要 請 機 関 名 及 び 連 絡 先 職 氏 名	
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃		
発 生 場 所 及 び 目 標			
要 請 方 法	電 話 ・ FAX	要 請 日 時	月 日 時 分
要 請 者		受 信 者	
現 地 の 気 象	天候 視程	風向 k m以上	風速 雲高 m m 気温 ℃ 警報・注意報
着 陸 場 所			
着 陸 場 所 へ の 到 達 時 間	時 分	燃 料 補 給 量	リットル
運 航 指 揮 者 及 び 出 動 隊 員		操 縦 士 及 び 整 備 士	
活 動 時 間			
出 動 時 間	時 分	出 動 ～ 現 場 到 着	時間 分
現 地 到 着 時 間	時 分	現 地 到 着 ～ 業 務 開 始	時間 分
業 務 開 始 時 間	時 分	業 務 開 始 ～ 業 務 終 了	時間 分
業 務 終 了 時 間	時 分	業 務 終 了 ～ 現 地 出 発	時間 分
現 地 出 発 時 間	時 分	現 地 出 発 ～ 収 容 先 到 着	時間 分
収 容 先 到 着 時 間	時 分	収 容 先 到 着 ～ 収 容 先 出 発	時間 分
収 容 先 出 発 時 間	時 分	収 容 先 出 発 ～ 帰 隊	時間 分
帰 隊 時 間	時 分	出 動 ～ 帰 隊	時間 分

消 火	回	リット	資機材搬送	回	k g
救 助	回	人	情報収集	回	
救 急	回	人	調 査	回	
人員輸送	回	人	そ の 他	回	

災害概況	
傷病者状況	
活動内容	
特記事項	

様式第5号（第18条関係）

消防防災ヘリコプター使用年間予定表（ 年度）

第 年 月 日
号

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

機関の長
申請者 連絡先
電 話
担 当 者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘 要

様式第6号（第18条関係）

消防防災ヘリコプター使用月間予定表（ 月）

第 年 月 号
年 月 日

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

申請者
機関の長
連絡先
電 話
担 当 者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘要

様式第7号（第19条関係）

消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 使 用 申 請 書

第 年 月 日 号

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

申請者 印

(担当者: TEL:)

北海道消防防災ヘリコプターを次により使用したいので申請します。

記

1 使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
2 使用目的					
3 飛行経路					
4 使用の内容					
5 搭乗者所属	職	氏 名	男・女	年 齡	備 考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

様式第8号（第20条関係）

消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 使 用 承 認 書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

北 海 道 総 務 部 危 機 管 理 監

年 月 日付 第 号で申請のあった消防防災ヘリコプターの使用については、
次のとおり承認します。

記

- 1 使用条件
 - （1）目 的

 - （2）飛行経路

 - （3）搭 乗 者

- 2 出発日時

- 3 出発場所

- 4 飛行可否の連絡

（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）

15 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

生命の危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

①一旦近郊の医療機関に搬送し所用の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

- c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請(前条第5号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送にかかる要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害時の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。）は 運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分
--

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先		Tel	FAX				
災害の状況	覚 知	平成 年 月 日 時 分							
	害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分							
	災 害 発 生 場 所								
	災 害 名								
派遣理由	災害発生状況								
	措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	着陸場名								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか)							
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法					(周波数) H z				
その他参考となる事項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時									
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況・措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

16 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請をうけたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

救急患者の緊急搬送情報伝達票

()

要請年月日	平成	年	月	日	時	分
1 要請市町村名				電話	FAX	
担当者	課名	職名		氏名		
2 依頼病院名				電話	FAX	
所在地						
担当者 (医師名)		医師		氏名		
3 受入れ医療機関						
所在地						
電 話				FAX		
受入医療機関の了承		有・無				
4 患者氏名	生年月日			年	月	日生 歳 男・女
	体重			kg 職業		
住 所						
病 名				現状		
経 過						
5 付添搭乗者 (医師、看護師の所属：依頼病院・受入れ医療機関)						
氏名	医 師			年齢	歳	体重 kg
	看 護 師			年齢	歳	体重 kg
名	付 添 人			年齢	歳	体重 kg
6 運航上の必要事項						
(1) 患者に装備されている医療機器の状況						
①点滴 [規格 × 、重量 g] ②保育器 [規格H ×W ×L 、重量 g]						
③酸素吸入器 [規格 × 、重量 g]						
④その他 [名称 、規格 × 、重量 g]						
(2) 積載される機器の種類、重量、規格						
①依 頼 病 院				kg	kg	kg
②受入れ医療機関				kg	kg	kg
現 地 離				メ モ		
着 陸 場						

(注1) 市町村は、No.1～No.6の項目を記載の上要請すること。

救急患者の緊急搬送情報伝達票

(北海道防災航空室)

※ 確認事項 気象・丘珠空港・着陸地（管制・C A B・空港施設）・救急車（現地・到着地）・給油				
7	平成	年	月	日
フライト決定	時	分	機	種
	運航機関名			
8 ヘリコプター等のフライト決定通知				
防災航空室から市町村 平成 年 月 日 時 分 【伝達方法 : 電話（伝達先氏名）・FAX】				
9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達				
◎ 総括管理者（危機対策課）			〈TEL 011-231-4111 EX22-561〉	
	(電話伝達先氏名)		〈FAX 011-231-4314	〉
◎ 振興局			〈TEL	〉
	(電話伝達先氏名)		〈FAX	〉
◎ 北海道警察航空隊			〈TEL 011-787-0110	〉
	(電話伝達先氏名)		〈FAX 011-787-0121	〉
◎ 札幌市消防航空隊			〈TEL 0133-62-4119	〉
	(電話伝達先氏名)		〈FAX 011-271-0632	〉
◎ 陸上自衛隊総監部運用室運用班			〈TEL 011-511-7116 EX 2574〉	
	(電話伝達先氏名)		〈FAX	〉
◎ 航空自衛隊第2航空団防衛班			〈TEL 0123-23-3101 EX 2231〉	
	(電話伝達先氏名)		〈FAX 0123-23-3101 EX 2769〉	
◎ 第一管区海上保安本部救難課			〈TEL 0134-27-6172	〉
	(電話伝達先氏名)		〈FAX 0134-21-2835	〉
10 ヘリコプター等の発着時刻				
	救 急 車		ヘ リ コ プ タ ー	
	場 所	時 刻	場 所	時 刻
現 地	(病院)	(発) :	(給油)	(着) :
	(ヘリポート)	(着) :	(現地)	(着) :
目 的 地	(ヘリポート)	(発) :	(現地)	(発) :
	(病院等)	(着) :	(目的地)	(着) :
時刻：上段・予定時刻、下段・実時刻				
メモ				

(注2) 防災航空室及び市町村は、フライト決定後、No.7以降欄に処理内容を記載すること。

平成 年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住 所

氏 名 印

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす2号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

17 災害時における市町村支援職員の派遣に関する要領

(目的)

第1 この要領は、北海道地域防災計画第7節（広域応援・受援計画）第1（国、道、市町村間の応援・受援活動）1（市町村に対する応援（受援））の規定に基づき、道内において災害が発生した、又は発生するおそれがある市町村（以下「被災市町村」という。）との円滑な情報連絡や災害対策への支援を行うため、道から被災市町村へ派遣する職員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 北海道危機対策支援員 自衛官として危機管理・防災対策に係る業務経験を有し、北海道危機対策支援員設置要領に基づき任用される職員をいう。
- (2) 地域支援職員 被災市町村において、第5の業務を行う主幹級以上の職にある職員をいう。
- (3) 災害対策支援職員 被災市町村において、第6の業務を行う主幹級以上の職にある職員及び北海道危機対策支援員をいう。
- (4) 市町村支援職員 地域支援職員及び災害対策支援職員をいう。
- (5) 振興局長等 総合振興局長及び振興局長をいう。

(危機管理監及び振興局長等の責務)

第3 危機管理監及び振興局長等は、市町村支援職員を通じて被災市町村から要望等があったときは、誠実かつ迅速に対応するとともに、市町村支援職員に対し道の災害対策の実施状況等を積極的に伝達することにより、市町村支援職員の業務を支援しなければならない。

- 2 危機管理監及び振興局長等は、市町村支援職員の健康管理及び安全確保等に十分配慮しなければならない。

(市町村支援職員の責務)

第4 市町村支援職員は、第5又は第6に掲げる業務を行うにあたり、道、市町村及び防災関係機関と十分な連携を図るとともに、誠実かつ迅速に対応しなければならない。

- 2 市町村支援職員は、自らの健康管理及び安全確保に努めなければならない。

(地域支援職員)

第5 地域支援職員の派遣要件及び業務内容は、次のとおりとする。

1 派遣要件

被災市町村を管轄する振興局長等は、次のいずれかに該当し、必要と認めるときに、所属（出先機関を含む）職員の中から地域支援職員を指定し、被災市町村へ派遣する。ただし、所属（出先機関を含む）職員の中から地域支援職員を派遣することができないときは、他の振興局長等又は危機管理監は、所属（出先機関を含む）職員の中から地域支援職員を派遣する。この場合における他の振興局長等との調整は、危機管理監が行う。

振興局管内の地理的状況を踏まえ、被災市町村近隣の所属の主幹級以上の職を 地域支援職員とし、(総合) 振興局から派遣可能な職員リスト (名簿一覧等) を事前に作成する。

- (1) 被災市町村から派遣要請があったとき、又は被害の発生を覚知し、派遣することについて被災市町村から了解が得られたとき
- (2) 被災市町村の被害状況を十分に把握できない等、要請を待つ暇がないとき

2 業務内容

地域支援職員は、派遣された被災市町村を管轄する振興局長等の指揮命令のもと被災市町村において、次の業務を行う。

- (1) 被災市町村の被害情報、災害応急対策の実施状況の収集・把握及び道への報告
- (2) 道が把握した被害情報、道の災害応急対策の実施状況の被災市町村へ提供
- (3) 被災市町村の要望の把握と道への報告
- (4) 被災市町村の災害対策本部会議への出席 (オブザーバー)
- (5) 道との連絡調整
- (6) その他、被災市町村を管轄する振興局長等が必要と認めた業務

(災害対策支援職員)

第6 災害対策支援職員の指定、派遣要件及び業務内容は、次のとおりとする。

1 指定

- (1) 災害対策支援職員は、総務部危機対策局危機対策課において防災業務経験のある職員の中から、危機管理監があらかじめ指定する主幹級以上の職にある職員及び北海道危機対策支援員とする。
- (2) 危機管理監は、災害対策支援職員に指定しようとするときは、所属長及び職員に対し、趣旨、業務内容等について、十分な説明を行い、別記様式1により承諾を得るものとする。
- (3) 危機管理監は、災害対策支援職員を指定したときは、別記様式2により所属長及び職員に対し、通知するものとする。
- (4) 指定期間は、個別に定める。

2 派遣要件

危機管理監は、次のいずれかに該当し、必要と認めるときに第6の1により指定した災害対策支援職員を被災市町村へ派遣する。なお、総務部危機対策局危機対策課以外の職員を派遣するときは、当該職員を総務部危機対策局危機対策課と兼務させるものとする。また、他の任命権者の職員を派遣するときは、当該任命権者と協議のうえ、当該職員の身分を北海道職員と併任させ、総務部危機対策局危機対策課に配置させるものとする。

- (1) 被災市町村から派遣要請があったとき、又は被害の発生を覚知し、派遣することについて被災市町村から了解が得られたとき
- (2) 被災市町村が行う災害対策に早急に支援する必要があるなど、要請を待つ暇がないとき

3 業務内容

災害対策支援職員は、危機管理監の指揮命令のもと被災市町村において、次の業務を行う。

- (1) 被災市町村の被害情報、災害応急対策の実施状況の収集・把握及び道への報告
- (2) 道が把握した被害情報、道の災害応急対策の実施状況の被災市町村への提供

- (3) 被災市町村の要望の把握と道への報告
- (4) 被災市町村の災害対策本部会議への出席（オブザーバー）
- (5) 道との連絡調整
- (6) 防災関係機関との総合調整
- (7) 被災市町村が行う応急対策への助言及び提案
- (8) その他危機管理監が必要と認めた業務

（市町村支援職員の派遣人員）

第7 一つの被災市町村に派遣する市町村支援職員は、原則、複数人とし、災害の状況等を勘案して危機管理監又は振興局長等が判断する。

（市町村支援職員の派遣期間）

第8 市町村支援職員の派遣期間は、災害の状況等を勘案して危機管理監又は振興局長等が判断する。

（費用負担）

第9 市町村支援職員の派遣旅費等、その業務に係る経費については、原則、当該職員の所属（兼務所属を含む）において、負担する。

（業務上の災害補償）

第10 この要領に基づき派遣された市町村支援職員が派遣期間中に行った業務に起因して発生した疾病等に係る災害補償については、地方職員災害補償法の定めるところによる。

2 前項に係る手続きは、当該職員の所属において行う。

（研修等）

第11 危機管理監及び振興局長等は、第5又は第6に掲げる業務を円滑に行うため、市町村支援職員に対し、業務に必要な知識や技術に関する研修を実施する。

（身分の取り扱い）

第12 派遣は、出張扱いとする。

（その他）

第13 この要領に定めのない事項に関しては、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年5月11日から施行する。

この要領は、平成29年6月30日から施行する。

~ ' ° " ~ | / fi fl

Ł ł Ź ź Ž ž Ž ž Ž ž Ž ž !
" # ž ž \$ ž ž % ž ž &

ž ž ž ž ž ž ž ž ž ž ž °

' () Ł * + , -

ž ž ž " # ž \$. / 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 : ; < = ~
ž > ? @ / 0 A B C 8 D : ; E F / G H I J K L / O M N ł 0 8 ł P 1 2 Q K L R S E / O C 8 D T
U G H I 1 2 3 4 8 V W U X Y Ž Z 5 [8 \] E | / ^ 3 ^ _ ` ~ _ Q / 0 1 2 3 4 8 6 7 P R :
5 a E / 0 1 2 3 4 5 b c E d (e f g 8 9 : ; h , i Q : R j k E l 5 m D] h n o Q D p : P q
Wr

ž ž 6 7 s t
ž ž " # ž ž \$ ž ž % ž ž & u " # ž ž \$ ž ž % ž ž &

[ž n o s v
ž " # ž ž \$ ž ž % ž ž & ž ~

wž n o ° "
~ x 5 m D]

